



環境アセスメント手続の概要

- ① 方法書の作成(環境影響評価法5条)
- ② 環境影響評価の実施(法12条)
- ③ 準備書の作成(法14条)
- ④ 評価書の作成(法21条)
- ⑤ 対象事業の内容の修正(法28条)

辺野古アセスで行われていること

- 方法書作成手続に先立つ調査
- 方法書の体をなさない方法書
- 相次ぐ追加・修正
- 準備書の恣意性・非科学性
- 準備書作成後も続く調査
etc.

請求の趣旨(求める裁判の結論)

- ① 方法書作成手続をやり直す義務があることの確認(環境影響評価法5条)
- ② 準備書作成手続をやり直す義務があることの確認(法14条)
- ③ 追加修正部分についてやり直し義務があることの確認(法28条)
- ④ 国家賠償請求

① 方法書の作成義務違反

- 方法書作成手続に先立つ調査の着手
- 対象事業に関する記述が極めて薄い(方法書の体をなしていない)

② 準備書の作成義務違反

- 準備書の恣意性・非科学的
- 事前調査の結果引用
- 準備書公告縦覧後の調査継続

③ 追加修正部分のやり直し

- 環境影響評価法28条
評価書の公告までに修正があれば、原則として方法書からやり直し
- 方法書公告後に繰り返された追加修正

意見陳述権の侵害

- 住民参加の意義
- 環境影響評価法8条・18条
- 住民には意見陳述権があるというべき
↓
- やり直し義務の確認
- 意見を述べる機会を喪失したことの慰謝料

訴訟の進行状況

- これまでに5回の口頭弁論と2回の進行協議
- 国は「入口」の議論に終始
- 紆余曲折の末の5. 28米共同声明
→ 裁判への影響は？
- 「評価書」は出るのか？それはいつか？
→ 国は求釈明に答えず

2010. 5. 28日米共同声明

- 位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに(いかなる場合でも2010年8月末日までに)完了
- 代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できることを確保するような方法

裁判所の態度

- 判決が遅きに失してはならない
- 工法が定まらないとアセスへの影響が不明であり、裁判の進行方法も定められない
- 政治に影響されず準備できる部分から進める
- 裁判官は「現場」に関心？

弁護団の方針

- 原告全員の「定型陳述書」の準備
- 専門家立証の準備
- 現場検証の実現

アセス 裁判外の課題

- 「評価書」が提出された際の対応
- 「環境現況追加調査」に対する監視
- 追加調査を拒否する稲嶺市長の支援
- 11月 県知事選

